

## 就業規則は従業員に周知させなければならない

Q 会社に就業規則というものがあると聞きましたが、見たことがありません。労働条件について確認したいことがあります、どのようにしたら見ることが出来るのでしょうか。

A 就業規則というのは、工場や事務所において適用される職場規律や労働時間、休日、賃金、退職に関する事項、その他の労働条件の内容を定めたものです。

労働基準法は、常時10人以上の労働者を使用する事業場においては就業規則を作成し、これを労働基準監督署長に届出することを義務付けていますが、併せて、「常時各作業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない」と就業規則の周知義務を定めています。

「周知」の方法については、前記した掲示や備付のほか、製本して従業員に配布すること、磁気ディスクなどに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること——なども含まれますので、これらの方針により就業規則の内容を確認してください。

就業規則は一種の社会的規範ですし、現実に多数の労働者を規律する作用をもっていることからすれば、労働者に就業規則の内容を周知することは当然のことといえます。また、労働者としても、労働条件や服務規律が明らかでないと安心して働けませんから、就業規則を見たいときにすぐ見ることができるような方法が採られない場合は、問題があると思われます。

